



立川市会計年度任用職員（月額報酬制） 採用試験募集案内

《令和5年5月以降採用》

育休等代替
発達相談・発達支援業務職員

立川市子ども家庭支援センター
令和5年3月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職 種	育休等代替発達相談・発達支援業務職員
仕 事 の 内 容	子どもの発達にかかわる相談業務及び発達支援にかかる親子支援グループワーク業務など
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	次の①及び②の要件を満たす方 ① ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができる方 ② 自転車での移動ができる方（市内出張あり）
必 要 な 免 許・資 格	公認心理師または臨床発達心理士の資格を有する方か同等の技能を有する方（詳細は担当までお問合せください）
採 用 人 数	1 名
任 用 期 間	令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで （任期は毎年度末若しくは育児休業者の復帰日前日となり、育児休業者の状況により契約更新の可能性あり） ※ 任用開始日については状況によって相談可。 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。
勤 務 場 所	立川市子ども家庭支援センター （立川市錦町 3－2－26 立川市子ども未来センター 1 階）
勤 務 日・勤 務 時 間	週 5 日（原則として月曜日から金曜日） 9 時～17 時（休憩 1 時間） 時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は、振替又は時間外勤務手当相当の報酬を支給します）
休 日・休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（初年度 9 日）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 産前産後休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※年次有給休暇は任用期間により、変動する可能性があります。
報 酬・手 当	報酬月額 277,200 円（令和 4 年度実績） ※ 規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。 ※ 規定により、期末手当を支給します。
社 会 保 険	健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険

	※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
選 考 方 法	一次試験：書類選考（履歴書及び職務経歴書）、 二次試験：面接試験
面 接 日 程 等	場所：立川市子ども未来センター（立川市錦町 3－2－26） ※ 日時は、一次試験の結果通知の際にご連絡いたします。
応 募 方 法	【提出書類】 ① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付） ② 職務経歴書：形式不問 ③ 返信用封筒：長形 3 号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して 84 円切手を貼付（選考結果通知用） 【郵送申込】 ① 提出方法 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。 ② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町 3－2－26 立川市子ども家庭部子ども家庭支援センター 発達相談担当職員採用担当 宛 【持参申込】 ① 受付時間 9 時～17 時（時間厳守）※日曜日、祝日を除く ② 受付場所 子ども家庭支援センター窓口（立川市子ども未来センター 1 階）
そ の 他	✓ 試験結果については、可否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来するような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
お 問 い 合 わ せ	平日の 9 時～17 時（12 時～13 時は除く） 子ども家庭支援センター発達支援係 担当：白川 電話 042-523-2111 内線 4062 直通電話 042 - 529 - 8586

【注 1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

(地方公務員法第 16 条の欠格条項)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 【注 2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。
- 【注 3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。